

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道融資業務基準

令和2年12月24日

機構規程第30号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化・再生法」という。)第29条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が、認定地域公共交通利便増進実施計画に基づく都市鉄道(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)第4条第5号に規定する都市鉄道をいう。)の整備に必要な資金の貸付け(以下「都市鉄道融資」という。)を行うに当たって従うべき基準(以下「業務基準」という。)を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この業務基準は、機構が、機構法第13条第1項第9号の規定に基づき、地域公共交通活性化・再生法第29条の2第1項第1号に掲げる業務のうち、次条に掲げる業務を行うに当たって従うべき基準を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(都市鉄道融資)

第2条 機構は、地域公共交通活性化・再生法第2条第13号に規定する地域公共交通利便増進事業を推進するため、地域公共交通活性化・再生法第29条の2第1項第1号の規定に基づき、都市鉄道融資を行う。

(対象事業)

第3条 都市鉄道融資の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた都市鉄道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設であり、かつ、交通政策審議会答申において建設の意義が示されているなど、政策的意義が高いと認められること。
- 二 事業計画等に基づき、償還確実性が認められること。
- 三 都市鉄道融資を受ける事業者の財務状況等に応じて、債務保証等により、所要の債権保全が図られること。
- 四 機構による貸付けが民間金融機関の行う金融を補完するものであること。

(対象事業者)

第4条 都市鉄道融資の対象者は、前条に規定する事業を行う鉄軌道事業者及び地方公共団体(当該鉄軌道事業者に対し資金負担を行う地方公共団体を含む。)に限る。

(貸付条件等)

第5条 機構は、貸付額その他の貸付条件について、償還確実性が担保できる内容とする。

- 2 機構は、都市鉄道融資を受ける事業者から、当該貸付けの審査及び管理業務に係る機構の支出を償うに足る管理費を徴するものとする。
- 3 都市鉄道融資の額の総額は、当該事業年度の財政投融资計画の範囲内とする。
- 4 都市鉄道融資の額は、原則として総事業費の70%を超えないものとする。ただし、認定地域公共交通利便増進実施計画において明示されている場合を除く。

(審査・決定)

第6条 機構は、都市鉄道融資の申込みがあった場合は、第3条及び第4条に掲げる要件の全てを満たすものであることについて審査の上、貸付条件を設定し、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、都市鉄道融資を行うか否かを決定するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により都市鉄道融資を行うか否かを決定した場合には、国土交通省にその旨を報告するものとする。

(償還確実性の評価等)

第7条 機構は、都市鉄道融資を実行した後、毎年度、都市鉄道融資を受けた事業者(以下「融資対象事業者」という。)に対して必要な書類の提示を求め、貸付期間中における都市鉄道融資を受けた事業(以下「融資対象事業」という。)の進捗状況、融資対象事業者(保証人を含む。)の財務の健全性等を確認し、償還確実性の評価を行うものとする。

- 2 機構は、都市鉄道融資を実行した後、毎年度、融資対象事業者に対して支払証券等の提示を求め、貸付金が適切に融資対象事業の支払いに充てられていることの確認を行うものとする。
- 3 機構は、第1項に定めるほか、融資対象事業の実施及び融資対象事業者(保証人を含む。)の財務状況等に重大な影響を及ぼす事象の発生を認めた場合又はその発生のおそれがあると認めた場合には、融資対象事業者に対して当該事象の内容について、必要書類の速やかな提示を求め、融資対象事業の進捗状況、融資対象事業者(保証人を含む。)の財務の健全性等を確認し、償還確実性の評価を行うものとする。
- 4 機構は、第1項及び前項の結果、債権の回収に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、事業計画等の見直しを融資対象事業者に求めるとともに、債権保全その他の措置の必要性等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 機構は、都市鉄道融資の決定、都市鉄道融資実行後における償還確実性の評価等、債権の回収及び償還の各段階において、国土交通省その他の公的機関及び関係する民間金融機関等との連携を図るものとする。

(第三者委員会の意見聴取)

第9条 機構は、都市鉄道融資の適正な運営を確保するため、外部有識者から構成される第三者委員会を設置する。

- 2 機構は、第6条第1項の決定に当たっては、申込みがあった事業の事業計画等について第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 3 機構は、都市鉄道融資を実行した後、債権の回収に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、事業計画等の見直し、債権保全その他の措置の必要性等について、第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 4 第三者委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この業務基準は、国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。